

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正（案）について

平成21年2月27日
経済産業省原子力安全・保安院

経済産業省原子力安全・保安院は、電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第52条第2項の規定による主任技術者の保安管理業務外部委託承認に係る審査基準「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正を検討しています。

この改正では、外部委託承認の要件の一つである、規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任が委託契約に定められていること」の解釈として

- ① 電気管理技術者等が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施すること
- ② 設置者が、委託契約書に記載された電気管理技術者等が保安管理業務を行っていることを確認すること
- ③ 電気管理技術者等が行う月次点検の内容
- ④ 電気管理技術者等が年次点検を行うこと及びその内容
- ⑤ 電気管理技術者等が行う工事期間中の点検の内容
- ⑥ 電気管理技術者等が、事故・故障発生時に臨時点検、再発防止策の指示等を行うこと

等が外部委託契約書から確認できることを規定します。

上記の内容は、電気主任技術者の外部委託制度において電気工作物を技術基準に適合するように維持するために必要となる標準的な点検内容を整理したものであり、今後、外部委託承認を受ける場合にあっては、上記の内容又は上記の内容に相当する具体的な点検内容が外部委託契約書に記載されていることを求めることとします。

また、電気工作物の保安を確保するために、既に外部委託承認を受けている事業場においても上記の内容又は上記の内容を参考にした具体的な点検内容を定めて技術基準適合性を十分に確認できるよう保安管理業務を実施することを求めることとします。

なお、本規定は、制定後半年間は周知期間とし、その後適用することとします。